

非加熱食肉製品（生ハム）認証基準の一部改正について（新旧対照表）

改正後	現行
<p>第1～第2 〈略〉</p> <p>第3 主たる原材料 <u>主たる原材料の豚肉は、道内において出生から肥育、と畜されたもので、生産した農場及び飼養管理の記録等が確認できるものとする。この場合、同一の地域内において共通の飼養管理方法に基づき生産する場合は、複数農場とすることができる。</u> <u>なお、同一の地域内とは、隣接する市町村、総合振興局・振興局、隣接する複数の総合振興局・振興局の区域とする。</u></p> <p>第4 表示</p> <p>1 〈略〉</p> <p>2 <u>主たる原材料の豚肉の原産地及び主たる原材料に占める重量の割合を表示すること。この場合、原産地にあつては、生産農場の位置する市町村、その他一般的な地域名を表示すること。</u></p> <p>3 〈略〉</p> <p>第4～第8 〈略〉</p> <p>附則</p> <p>1 この基準は、平成22年3月11日から施行する。</p> <p>2 この基準は、平成 年 月 日から施行する。</p>	<p>第1～第2 〈略〉</p> <p>第3 主たる原材料 <u>主たる原材料の豚肉は、道内において出生から肥育、と畜されたものとする。</u></p> <p>第4 表示</p> <p>1 〈略〉</p> <p>2 <u>主たる原材料の豚肉の原産地を表示すること。この場合、原産地にあつては、北海道又は市町村、その他一般的な地域名を表示すること。</u></p> <p>3 〈略〉</p> <p>第4～第8 〈略〉</p> <p>附則</p> <p>1 この基準は、平成22年3月11日から施行する。</p>

